

各 位

「釧路不当配転事件」「労使間協約締結拒否事件」の完全勝利に対するお礼

私たちは、2003年10月に旧鉄産労と国労脱退者が合流してJR北労組を結成しました。

「労使間協約締結拒否事件」は、結成間もない新組合であることから、当面は「労使間協約」は「経営協議会の条項」を除外することとし、年度末に「本協約」を締結することとしていました。その間に釧路運輸車両所への転勤問題が発生し、組合情報の内容が会社批判にあたり、協約の精神に反する協約違反として、正当な労働組合活動に制限を加え、年度末に予定されていた協約締結を拒否したものです。

「釧路不当配転事件」は、札幌車掌所から釧路運輸車両所への「助勤」問題が発生し、積極的に協力を行いましたが、会社は助勤の取扱いを巡っての団体交渉を一方的に打ち切り、突然、5名の転勤命令が発令されました。そのうちJR北労組組合員は4名でした。助勤を行っている最中にもかかわらず、JR北労組結成に不快感を抱いた会社が組織の弱体化を意図して、転勤の事前説明や必要性も説明なく突然の転勤を行ったものです。

私たちは、「釧路不当配転事件」と「労使間協約締結拒否事件」を不当労働行為事件として北海道労働委員会に救済を申し立てていました。両事件ともに、不当労働行為と認定し「救済命令」が出されました。しかし、会社は不服として中央労働委員会へ「再審査」を申し立てましたが、会社の再審査請求を棄却し、北海道労働委員会命令に続き、会社の不当労働行為を認定する「救済命令」が出されました。

会社は二度にわたる行政機関の「救済命令」を不服として、東京地裁へ行政訴訟を提起しましたが、東京地裁においても中労委の判断は適法であるとして、中労委命令を支持して会社請求を棄却しました。あわせて緊急性があるとして「緊急命令」が決定されました。

この東京地裁判決を受けて「労使間協約締結拒否事件」は、2009年3月31日に「締結」することとなりました。

一方の「配転事件」は、東京地裁で決定された「緊急命令」を履行し、組合員を原職に復帰させつつも、会社は判決を不服として東京高裁に控訴していましたが、2009年9月24日に控訴を棄却する判決が示され、5年8ヵ月に及ぶ「配転事件」は、上告期限である2009年10月8日に、会社は上告を断念し、中労委命令が確定しました。

約6年に及ぶ労使紛争に対しまして、貴労組・団体の皆様には「決起集会」への参加や、早期の紛争解決に向けた団体署名などに対しまして、幾度となくご協力を頂きましたことに改めてお礼を申し上げます。

今後は、労使ともに鉄道の社会的使命である安全輸送の確立をめざして、健全な労使関係の確立と社会的な信頼回復に向けて、尚一層の取り組みを進めていく所存であり、引き続きのご支援・ご協力をお願い致します。

2009年10月吉日

JR北海道労働組合（JR北労組）

中央執行委員長 田原 孝蔵

